

1. 商品名	自由金利型定期預金（愛称:大口定期預金）
2. ご利用 いただける方	個人および法人のお客さま
3. お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式…1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定方式…1か月超5年未満 <p>※定型方式の場合は、お預入れ時のお申し出により満期日に指定口座へ自動入金するお取扱い（ただし、証書扱いは除きます）または自動継続（元利継続または元金継続）のお取扱いができます。</p> <p>※期日指定方式の場合は、満期日に指定口座へ自動入金するお取扱い（ただし、証書扱いは除きます）のみとなり、自動継続のお取扱いはできません。</p>
4. お預入れ	
(1) お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2) お預入れ金額	1,000万円以上
(3) お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	満期日以後に一括して払戻しいたします。
6. 利息	
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ時または自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。
(2) 利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ期間が2年未満のものは、満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・お預入れ期間が2年以上のものは、中間利息をお支払いいたします。 <ul style="list-style-type: none"> ①お預入れ期間が2年以上3年未満のもの <ul style="list-style-type: none"> …お預入れ日から起算して1年を経過した日（応答日）にお支払い ②お預入れ期間が3年以上4年未満のもの <ul style="list-style-type: none"> …お預入れ日から起算して1年および2年を経過した日（応答日）にお支払い ③お預入れ期間が4年以上5年未満のもの <ul style="list-style-type: none"> …お預入れ日から起算して1年、2年および3年を経過した日（応答日）にお支払い ④お預入れ期間が5年のもの <ul style="list-style-type: none"> …お預入れ日から起算して1年、2年、3年および4年を経過した日（応答日）にお支払い ・中間利息の適用利率は約定利率の70%です。お預入れ日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数により計算いたします。 ・満期日にお支払いする利息は、預入日から満期日の前日までの日数について適用利率により計算し、その利息総額から支払済みの中間利息額を差し引いた金額となります。 ・お支払いの方法には、指定口座入金、現金払いがあります。
(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割により計算いたします。
7. 税金	<p>個人のお客さま…20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）</p> <p>法人のお客さま…総合課税（ただし、非課税法人の場合は除きます。）</p> <p>※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p>
8. 付加できる 特約事項	<p>個人のお客さま（未成年の方は除きます）は、定型方式で自動継続扱いのものを総合口座の担保とすることができます。その場合の普通預金からの貸越限度額、貸越利率は以下のとおりです。くわしくは窓口へお問い合わせください。</p> <p>(1) 貸越限度額…他の定期預金担保分を合算した金額の90% （千円未満切り捨て、最高200万円）</p> <p>(2) 貸越利率…担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率</p>
9. 手数料	—

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともにお支払いいたします。（ただし、計算した中途解約利率が預入時の普通預金利率を下回るときは、預入時の普通預金の利率を下限といたします。） (1) 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合 <ul style="list-style-type: none"> 次の①～③のうち最も低い利率 ①解約日における普通預金の利率 ②約定利率 － 約定利率×30% ③約定利率 － $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ （注）基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。 (2) 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合 <ul style="list-style-type: none"> 上記の②または③の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率 ・既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息（中間利払日が複数ある場合はその合計額）を差し引いた金額をお支払いいたします。
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<p>店頭またはホームページでご確認いただけます。</p>
<p>12. 参考事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続をご利用されない場合、満期日以後の利息は解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
<p>13. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>